

資源物（紙類、布・衣類）回収に係る  
実証実験報告書

令和2年9月  
久喜宮代衛生組合

## 【目次】

1	実証実験の目的	P 1
2	実証実験の概要	P 1
3	資源集団回収実証実験の実施方法について	P 2
4	実証実験の参加団体及び回収業者のアンケート集計結果について	P 4
5	検証結果	P 5
6	実施経過	P 6
7	参考資料	P 7
1	表 - 1 資源集団回収モデル地区の年度別報償金額	
2	表 - 2 地区別回収量及び報償金額	
3	表 - 3 久喜宮代衛生組合資源集団回収実証実験実施要綱における補助金算定基準	
4	表 - 4 実証実験期間中の資源売却市況の推移（1 k gあたりの売却単価）	
5	表 - 5 年度別回収業者への品目別補助金単価表	
6	表 - 6 回収業者別の回収量及び補助金額	
7	資源の回収に係る実証実験に関する団体アンケート調査結果（令和2年5月実施）	
8	資源の回収に係る実証実験に関する回収業者アンケート調査結果（令和2年5月実施）	
9	久喜宮代衛生組合資源集団回収実証実験実施要綱	

## 1 実証実験の目的

久喜宮代衛生組合（以下「衛生組合」という。）の資源（紙類、布・衣類）の回収は、「衛生組合に登録された資源集団回収による集団回収」と「衛生組合による行政回収」が同一地域内で行われている地域が多くあります。

衛生組合では、平成25年度に衛生組合が策定した「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の中で、「ごみ処理に要するコストの削減や高品質な資源の回収、また、報償金との費用対効果などを踏まえて、行政による公共回収と集団回収のあり方について検討が必要です。」と今後取り組むべき課題としていました。

平成28年度に諮問機関である廃棄物減量等推進審議会から「今後の資源物（紙類、布・衣類）の回収のあり方については集団回収に統一するのが適当であり、統一に向けた実証実験を要望する」との答申を受け、平成30年度に資源（紙類、布・衣類）の資源集団回収のモデル地区を設定し、行政回収を停止し、回収方法や回収量などのデータを蓄積することで、資源集団回収による資源（紙類、布・衣類）の回収が衛生組合管内全域で実施できるかの実証実験を行い、検証することになりました。

この度、平成30年10月から令和2年3月末で1年6か月間の資源集団回収のモデル地区の実証実験が終了し、その結果について取りまとまりましたので報告するものです。

## 2 実証実験の概要

### （1）資源集団回収のモデル地区数と地区の状況について

実証実験は、久喜宮代衛生組合登録集団回収実証実験実施要綱（以下「要綱」という。参考資料19ページ参照）に基づき実施しました。9団体（久喜市8団体、宮代町1団体）を資源集団回収モデル地区として設定しました。

### （2）回収業者について

回収業者は、資源集団回収のモデル地区のそれぞれが契約した回収業者5社により実施しました。

### （3）実証実験の期間について

平成30年10月～令和2年3月までの1年6か月間で実証実験を行いました。

### （4）資源集団回収モデル地区の回収方式について

「拠点回収（4か所）」、「ステーション回収（5か所）」の2つの回収方式の計9箇所の実証実験を行いました。

### （5）資源集団回収モデル地区の回収量と報償金について

資源集団回収モデル地区の回収量は293,418kg、要綱の規定により報償金を2,053,926円交付しました。

### （6）回収業者への補助金について

要綱の規定により補助金を303,670円交付しました。

### 3 資源集団回収実証実験の実施方法について

#### (1) 資源集団回収のモデル地区数と地区の状況について

久喜市、宮代町の各区長会や各地区で説明会を実施後、24地区（久喜市21地区、宮代町3地区）から実証実験に取り組みたいと申し出がありました。そこで、都市的地域性や世帯数、集積所の形態等を考慮し、久喜市8地区、宮代町1地区の計9地区をモデル地区として選定しました。（表（1）－1参照）

表（1）－1 資源集団回収のモデル地区数と地区の状況

市町名		区・自治会名	対象地域	世帯数 (H30 現在)	
久喜市	久喜地区	久喜第13区	久喜中央1丁目の一部	180世帯	2,414世帯
		久喜第35区	上早見、上町、久喜本、久喜新の各一部	177世帯	
		久喜第102区	上早見、上町の各一部	300世帯	
	菖蒲地区	菖蒲第13区	上辻第1、上辻第2 矢島、下辻、天王木	660世帯	
	栗橋地区	伊坂5丁目	栗橋北1丁目、栗橋中央1丁目の各一部	58世帯	
		しづか団地	栗橋東1丁目の一部	99世帯	
	鷺宮地区	鷺宮第15区	中妻の一部	135世帯	
		鷺宮第31区	葛梅の一部、中妻の一部、葛梅2丁目の各一部	805世帯	
宮代町	和戸2丁目2	和戸クレストヒルズ	86世帯		
合計		9地区		2,500世帯	

#### (2) 回収業者について

資源集団回収の登録業者及び行政回収委託業者に資源集団回収実証実験の協力を依頼したところ、5業者が回収業者として登録されました。（表（2）－1参照）

表（2）－1 回収業者と回収方式

回収業者名	回収業者所在地	協力可能な回収方式	回収可能地域
(株)ウィズウェイストジャパン	久喜市清久町6-4	拠点回収、ステーション回収	久喜市久喜地区
(株)ブシュー	久喜市菖蒲町下栢間2846-2	拠点回収、ステーション回収	久喜市菖蒲地区
タイガー紙材	久喜市栗橋東2-16-29	拠点回収	久喜市栗橋地区
(有)飯島倉庫	久喜市中妻1145	拠点回収、ステーション回収	久喜市鷺宮地区
(株)もっかいトラスト幸手営業所	幸手市大字平須賀2-489	拠点回収、ステーション回収	久喜市鷺宮地区、宮代町

(3) 実証実験の期間について

実証実験は、平成30年10月から令和2年3月までの1年6ヶ月間（18か月）行いました。当初の計画期間は、平成30年10月から令和4年3月末まで（42か月）を予定していましたが、回収業者のうち1社から「事業収支の改善が見込めないため実証実験の継続が困難である」との理由から実証実験業者登録廃止届が提出され、他の回収業者に事業の継承を照会しましたが、全事業者が事業の継承は不可能との回答だったため、実証実験期間の短縮となりました。

(4) 資源集団モデル地区の回収方式について

資源集団回収のモデル地区の回収方式は、「ステーション回収（4か所）」、「拠点回収（5か所）」の2つの方式で実証実験を行いました。（表（4）-1、表（4）-2参照）

表（4）-1 資源集団回収モデル地区の回収方式

方式	実施方法	区・自治会数
拠点回収	20世帯以上で1箇所の回収場所を設け、区・自治会の指定する日に回収する方式	4か所
ステーション回収	行政回収と同じ回収日に、集積所でこれまでと同じ品目を回収する方式	5か所

表（4）-2 地区別回収方式及び回収業者

市町名	区・自治会	方式	回収箇所数	回収業者名	
久喜市	久喜地区	久喜第13区	ステーション	21か所	(株)ウイズウェイ ストジャパン
		久喜第35区	ステーション	23か所	
		久喜第102区	ステーション	38か所	
	菖蒲地区	菖蒲第13区	ステーション	79か所	(株)ブシュー
	栗橋地区	伊坂五丁目	拠点	7か所	タイガー紙材
		しづか団地	拠点	3か所	
	鷲宮地区	鷲宮第15区	ステーション	2か所	(有)飯島倉庫
		鷲宮第31区	拠点	6か所	
宮代町	和戸2丁目2	拠点	1か所	(株)もっかいトラ スト幸手営業所	

(5) 資源集団回収モデル地区の回収量と報償金について

資源集団回収モデル地区の回収総量は、293,418kg（平成31年度95,778kg、令和元年度197,640kg）、報償金の単価はキログラムあたり7円、2,053,926円（平成31年度670,446円、1,383,480円）を交付しました。（参考資料表-1 8ページ、9ページ参照）

#### (6) 回収業者への補助金について

資源集団回収実証実験実施要綱の規定により、回収業者に対し、補助金を交付しました。回収業者の補助金の単価算定基準については、新聞、雑誌・ざつがみ、段ボール、飲料用紙パックについては、古紙市況価格（参考資料表－3～5 11ページ参照）に応じて、布・衣類については4円/kgに設定しました。

回収業者に支払った補助金額は、平成30年度 78,420円、令和元年度 225,250円、計303,670円になりました。（参考資料表－6 12ページ参照）

なお、回収業者のうち1社から「事業収支の改善が見込めないため実証実験の継続が困難」との理由で資源集団回収実証実験業者登録届廃止届が提出された際には、当該回収業者に対し補助金単価に6円/kgを上乗せした額で事業の継続を打診しましたが、実施は不可能であるとの回答でした。

この回答を受けて、衛生組合では、他の登録回収業者に事業を継承できるかを照会しましたが、継承できる回収業者を見つけることはできませんでした。

## 4 実証実験の参加団体及び回収業者のアンケート集計結果について

実証実験終了後、資源集団回収モデル地区及び回収業者にアンケートを送付し、実証実験の成果等について調査した結果は以下のとおりです

1. 目的 資源（紙類、布・衣類）の回収を資源集団回収に統一することについて、管内全域での導入可否とその継続性について調査することを目的とする。
2. 調査期間 令和2年4月28日～令和2年5月15日
3. 調査団体 実証実験参加9団体、実証実験参加5業者
4. 調査方法 郵送配布、郵送回収
5. 回収状況 回収率 100%
6. アンケート調査結果について
  - (1) 回収団体のアンケート結果は、資源（紙類、布・衣類）が資源集団回収による回収方式の違いを踏まえ、管内全域で導入できるかを調査しました。参加した9団体のうち8団体から導入可能と回答がありました。また、実証実験に参加して、住民のリサイクルの意識や住民相互コミュニティが深まったことが分かりました。（参考資料13ページ参照）
  - (2) 回収業者のアンケート結果は、5社のうち4社は利益が出ておらず、そのうちの2社は損益が発生していたことが分かりました。損益の発生していた2社は衛生組合からの補助金の見直しがあっても実証実験は続けることができなかったことや、5社のうち4社は回収古紙の市況価格の下落に影響を受けたことが分かりました。（参考資料17ページ参照）
7. アンケート集計結果 参考資料13ページ～17ページ参照

## 5 検証結果

回収団体アンケート調査結果では、資源集団回収団体9団体のうち8団体から、「管内全域で資源集団回収制度は導入できる」と回答がありました。一方、回収業者アンケート調査結果は、回収業者5社のうち4社は収益が出ておらず、うち2社は損益が発生していました。また、その2社は「衛生組合からの回収業者への補助単価への見直しがあっても実証実験は続けることができない」との回答でした。

また、実証実験に協力いただいた回収業者のうち4社は古紙価格の下落に影響を受けていました。

今回の実証実験では、回収業者は資源集団回収団体から回収経費及び回収業者が引き取る資源が逆有償になった場合の引き取り代金を徴しないことを条件としており、回収業者の経費は資源の売却益と衛生組合からの業者補助金で賄っていました。衛生組合からの業者補助金は、行政コストの削減という目的からも上限があったため、資源の市況が大幅に下落すると回収業者の損益が発生してしまいます。

資源集団回収団体と回収業者が相反する回答となった原因は、資源市況に関わらず財政的な負担の発生しない資源集団回収団体と資源市況が収益に直結する回収業者の違いからであるものと考えられます。また、回収業者は損益が続くと回収の継続は困難となるおそれがあります。

市内全域で「資源集団回収制度」を導入していた横浜市では、令和元年度、回収業者が市況の下落を原因とする回収業者の撤退により、18区中11区で古紙の回収が停止しました。

資源集団回収制度は、資源集団回収団体と回収業者の契約になりますが、回収業者の回収拒否や倒産など、回収業者が回収できなくなることを予測することは不可能です。また、不測の事態が発生した際に、資源集団回収団体が回収の代替措置などを行うことは非常に困難です。

一般廃棄物の処理責任は市町村にあり、衛生組合としては、資源（紙類、布・衣類）の回収を継続することがもっとも重要であると考えています。

こうしたことを考慮し、検討した結果、行政コストの面から考えると資源集団回収への資源（紙類、布・衣類）の回収統一は選択肢のひとつと考えられますが、事業の継続性については不透明な点が否めず、資源（紙類、布・衣類）の回収の継続という点では、資源集団回収団体による紙類、布・衣類の回収の統一は難しいとの判断に至りました。

これからのあり方としては、資源（紙類、布・衣類）の回収は、行政回収を継続して行い、資源集団回収についても、地域の中で地域住民のリサイクルの意識の高揚を図るとともに、地域コミュニティの一翼を担っていただきながらごみの資源化、減量化に寄与していただけるよう、衛生組合も支援を継続するものです。

## 6 実施経過

年・月	事項
平成25年3月	「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の中で、「ごみ処理に要するコストの削減や高品質な資源の回収、また、報償金との費用対効果などを踏まえて、行政回収と集団回収のあり方について検討が必要です。」とごみ処理基本計画期間に取り組むべき課題とした
平成28年11月22日	廃棄物減量等推進審議会から「今後の資源物（紙類・衣類）の回収のあり方については集団回収に統一するのが適当であり、統一に向けた実証実験を要望する」旨の答申を受ける
平成29年4月	久喜市区長会区長会、宮代町区長会に資源（紙類、布・衣類）の回収検証のための実証実験の実施について説明
平成29年9月	久喜市区長会、宮代町区長会に実証実験モデル地区募集について説明
平成29年12月 ～平成30年3月	地区別に出前説明会の開催
平成30年2月	回収業者説明会
平成30年4月	実証実験モデル団体募集
平成30年6月	久喜宮代衛生組合資源集団回収実証実験実施要綱制定
平成30年10月	資源集団回収実証実験の開始
令和元年5月	モデル団体、回収業者に対して実証実験アンケートを送付、回収（実施半年後の経過）
令和元年9月	資源集団回収実証実験業者登録廃止届受理
令和2年3月31日	実証実験の終了
令和2年4月1日	行政回収の再開
令和2年5月	モデル団体、回収業者に対して実証実験アンケートを送付、回収

# 参考資料

- 1 表 - 1 資源集団回収モデル地区の年度別報償金額
- 2 表 - 2 地区別回収量及び報償金額
- 3 表 - 3 久喜宮代衛生組合資源集団回収実証実験実施要綱における補助金算定基準
- 4 表 - 4 実証実験期間中の資源売却市況の推移（1 k gあたりの売却単価）
- 5 表 - 5 年度別回収業者への品目別補助金単価表
- 6 表 - 6 回収業者別の回収量及び補助金額
- 7 資源の回収に係る実証実験に関する団体アンケート調査結果（令和2年5月実施）
- 8 資源の回収に係る実証実験に関する回収業者アンケート調査結果（令和2年5月実施）
- 9 久喜宮代衛生組合資源集団回収実証実験実施要綱

表－1 資源集団回収モデル地区の年度別報償金額

区・自治会名	回収品目	平成30年度		令和元年度	
		回収重量	報償金額	回収重量	報償金額
久喜 第13区	新聞	1,920 kg	13,440 円	3,260 kg	22,820 円
	雑誌・ざつがみ	3,040 kg	21,280 円	6,840 kg	47,880 円
	段ボール	1,960 kg	13,720 円	4,230 kg	29,610 円
	飲料用紙パック	140 kg	980 円	260 kg	1,820 円
	布・衣類	960 kg	6,720 円	2,210 kg	15,470 円
	小計	8,020 kg	56,140 円	16,800 kg	117,600 円
久喜 第35区	新聞	1,950 kg	13,650 円	2,900 kg	20,300 円
	雑誌・ざつがみ	2,570 kg	17,990 円	6,130 kg	42,910 円
	段ボール	1,590 kg	11,130 円	3,230 kg	22,610 円
	飲料用紙パック	140 kg	980 円	290 kg	2,030 円
	布・衣類	880 kg	6,160 円	2,030 kg	14,210 円
	小計	7,130 kg	49,910 円	14,580 kg	102,060 円
久喜 第102区	新聞	3,580 kg	25,060 円	5,640 kg	39,480 円
	雑誌・ざつがみ	5,600 kg	39,200 円	11,330 kg	79,310 円
	段ボール	2,320 kg	16,240 円	4,700 kg	32,900 円
	飲料用紙パック	130 kg	910 円	360 kg	2,520 円
	布・衣類	1,330 kg	9,310 円	3,680 kg	25,760 円
	小計	12,960 kg	90,720 円	25,710 kg	179,970 円
菖蒲 第13区	新聞	4,210 kg	29,470 円	8,130 kg	56,910 円
	雑誌・ざつがみ	6,120 kg	42,840 円	12,180 kg	85,260 円
	段ボール	5,940 kg	41,580 円	13,240 kg	92,680 円
	飲料用紙パック	120 kg	840 円	260 kg	1,820 円
	布・衣類	3,880 kg	27,160 円	7,870 kg	55,090 円
	小計	20,270 kg	141,890 円	41,680 kg	291,760 円
栗橋 伊坂5丁目	新聞	1,590 kg	11,130 円	2,820 kg	19,740 円
	雑誌・ざつがみ	1,580 kg	11,060 円	2,760 kg	19,320 円
	段ボール	870 kg	6,090 円	1,590 kg	11,130 円
	飲料用紙パック	34 kg	238 円	20 kg	140 円
	布・衣類	360 kg	2,520 円	690 kg	4,830 円
	小計	4,434 kg	31,038 円	7,880 kg	55,160 円
栗橋 しづか団地	新聞	1,510kg	10,570 円	2,850 kg	19,950 円
	雑誌・ざつがみ	790kg	5,530 円	1,560 kg	10,920 円
	段ボール	410kg	2,870 円	910 kg	6,370 円
	飲料用紙パック	2kg	14 円	10 kg	70 円
	布・衣類	132kg	924 円	470 kg	3,290 円
	小計	2,844kg	19,908 円	5,800 kg	40,600 円

鷺宮 第15区	新聞	1,240kg	8,680円	2,520kg	17,640円
	雑誌・ざつがみ	1,620kg	11,340円	2,320kg	16,240円
	段ボール	580kg	4,060円	1,180kg	8,260円
	飲料用紙パック	40kg	280円	110kg	770円
	布・衣類	520kg	3,640円	1,390kg	9,730円
	小計	4,000kg	28,000円	7,520kg	52,640円
鷺宮 第31区	新聞	15,010kg	105,070円	32,460kg	227,220円
	雑誌・ざつがみ	10,230kg	71,610円	21,180kg	148,260円
	段ボール	5,230kg	36,610円	10,530kg	73,710円
	飲料用紙パック	300kg	2,100円	730kg	5,110円
	布・衣類	2,650kg	18,550円	5,520kg	38,640円
	小計	33,420kg	233,940円	70,420kg	492,940円
宮代町 和戸2丁目2	新聞	780kg	5,460円	1,440kg	10,080円
	雑誌・ざつがみ	1,210kg	8,470円	3,040kg	21,280円
	段ボール	460kg	3,220円	1,610kg	11,270円
	飲料用紙パック	0kg	0円	0kg	0円
	布・衣類	250kg	1,750円	1,160kg	8,120円
	小計	2,700kg	18,900円	7,250kg	50,750円
合計		95,778kg	670,446円	197,640kg	1,383,480円

表－２ 地区別回収量及び報償金額

地区名	回収品目	平成30年度		令和元年度	
		回収量	報償金額	回収量	報償金額
久喜地区	新聞	7,450 kg	52,150 円	11,800 kg	82,600 円
	雑誌・ざつがみ	11,210 kg	78,470 円	24,300 kg	170,100 円
	段ボール	5,870 kg	41,090 円	12,160 kg	85,120 円
	飲料用紙パック	410 kg	2,870 円	910 kg	6,370 円
	布・衣類	3,170 kg	22,190 円	7,920 kg	55,440 円
	合計	28,110 kg	196,770 円	57,090 kg	399,630 円
菖蒲地区	新聞	4,210 kg	29,470 円	8,130 kg	56,910 円
	雑誌・ざつがみ	6,120 kg	42,840 円	12,180 kg	85,260 円
	段ボール	5,940 kg	41,580 円	13,240 kg	92,680 円
	飲料用紙パック	120 kg	840 円	260 kg	1,820 円
	布・衣類	3,880 kg	27,160 円	7,870 kg	55,090 円
	合計	20,270 kg	141,890 円	41,680 kg	291,760 円
栗橋地区	新聞	3,100 kg	21,700 円	5,670 kg	39,690 円
	雑誌・ざつがみ	2,370 kg	16,590 円	4,320 kg	30,240 円
	段ボール	1,280 kg	8,960 円	2,500 kg	17,500 円
	飲料用紙パック	36 kg	252 円	30 kg	210 円
	布・衣類	492 kg	3,444 円	1,160 kg	8,120 円
	合計	7,278 kg	50,946 円	13,680 kg	95,760 円
鷲宮地区	新聞	16,250 kg	113,750 円	34,980 kg	244,860 円
	雑誌・ざつがみ	11,850 kg	82,950 円	23,500 kg	164,500 円
	段ボール	5,810 kg	40,670 円	11,710 kg	81,970 円
	飲料用紙パック	340 kg	2,380 円	840 kg	5,880 円
	布・衣類	3,170 kg	22,190 円	6,910 kg	48,370 円
	合計	37,420 kg	261,940 円	77,940 kg	545,580 円
宮代町	新聞	780 kg	5,460 円	1,440 kg	10,080 円
	雑誌・ざつがみ	1,210 kg	8,470 円	3,040 kg	21,280 円
	段ボール	460 kg	3,220 円	1,610 kg	11,270 円
	飲料用紙パック	0 kg	0 円	0 kg	0 円
	布・衣類	250 kg	1,750 円	1,160 kg	8,120 円
	合計	2,700 kg	18,900 円	7,250 kg	50,750 円
合計		95,778 kg	670,446 円	197,640 kg	1,383,480 円

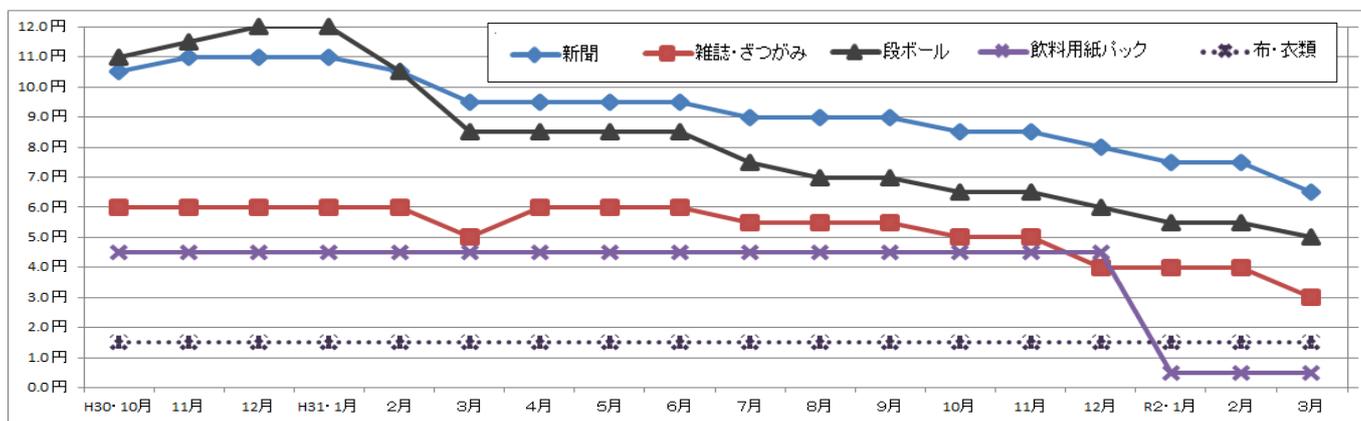
表－3 久喜宮代衛生組合資源集団回収実証実験実施要綱における補助金算定基準

対象 … 新聞 / 雑誌・ざつがみ / 段ボール / 飲料用紙パック
単価 … 1 kgあたり 4 円 (古紙市況価格が 1 円未満の場合)
1 kgあたり 3 円 ( " 1 円以上 3 円未満の場合)
1 kgあたり 2 円 ( " 3 円以上 5 円未満の場合)
1 kgあたり 1 円 ( " 5 円以上 7 円未満の場合)
対象 … 布・衣類 単価 … 1 kgあたり 4 円

表－4 実証実験期間中の資源売却市況の推移 (1 kgあたりの売却単価)

品目	平成30年			平成31年・令和元年					
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
新聞	10.5 円	11.0 円	11.0 円	11.0 円	10.5 円	9.5 円	9.5 円	9.5 円	9.5 円
雑誌・ざつがみ	6.0 円	6.0 円	6.0 円	6.0 円	6.0 円	5.0 円	6.0 円	6.0 円	6.0 円
段ボール	11.0 円	11.5 円	12.0 円	12.0 円	10.5 円	8.5 円	8.5 円	8.5 円	8.5 円
飲料用紙パック	4.5 円	4.5 円	4.5 円	4.5 円	4.5 円	4.5 円	4.5 円	4.5 円	4.5 円
布・衣類	1.5 円	1.5 円	1.5 円	1.5 円	1.5 円	1.5 円	1.5 円	1.5 円	1.5 円

品目	令和元年						令和2年		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
新聞	9.0 円	9.0 円	9.0 円	8.5 円	8.5 円	8.0 円	7.5 円	7.5 円	6.5 円
雑誌・ざつがみ	5.5 円	5.5 円	5.5 円	5.0 円	5.0 円	4.0 円	4.0 円	4.0 円	3.0 円
段ボール	7.5 円	7.0 円	7.0 円	6.5 円	6.5 円	6.0 円	5.5 円	5.5 円	5.0 円
飲料用紙パック	4.5 円	0.5 円	0.5 円	0.5 円					
布・衣類	1.5 円								



表－5 年度別回収業者への品目別補助金単価表

回収品目	平成30年度			令和元年度		
	補助単価 (第1回)	補助単価 (第2回)	補助単価 (第1回)	補助単価 (第2回)	補助単価 (第3回)	補助単価 (第4回)
新聞						
雑誌・ざつがみ	1 円 / kg	2 円 / kg	2 円 / kg			
段ボール					1 円 / kg	1 円 / kg
飲料用紙パック	2 円 / kg	4 円 / kg				
布・衣類	4 円 / kg					

表ー6. 回収業者別の回収量及び補助金額

業者名	回収品目	平成30年度		令和元年度	
		回収量 (計)	補助金額 (計)	回収量 (計)	補助金額 (計)
株式会社 ジャパニーズ ウイブ ウエイスト	新聞	7,450 kg	0 円	11,800 kg	0 円
	雑誌・ざつがみ	11,210 kg	11,210 円	24,300 kg	36,730 円
	段ボール	5,870 kg	0 円	12,160 kg	5,770 円
	飲料用紙パック	410 kg	820 円	910 kg	2,280 円
	布・衣類	3,170 kg	12,680 円	7,920 kg	31,680 円
	合計	28,110 kg	24,710 円	57,090 kg	76,460 円
株式会社 ブシュー	新聞	4,210 kg	0 円	8,130 kg	0 円
	雑誌・ざつがみ	6,120 kg	6,120 円	12,180 kg	18,220 円
	段ボール	5,940 kg	0 円	13,240 kg	6,560 円
	飲料用紙パック	120 kg	240 円	260 kg	640 円
	布・衣類	3,880 kg	15,520 円	7,870 kg	31,480 円
	合計	20,270 kg	21,880 円	41,680 kg	56,900 円
タイガー 紙材	新聞	3,100 kg	0 円	5,670 kg	0 円
	雑誌・ざつがみ	2,370 kg	2,370 円	4,320 kg	6,060 円
	段ボール	1,280 kg	0 円	2,500 kg	1,180 円
	飲料用紙パック	36 kg	72 円	30 kg	60 円
	布・衣類	492 kg	1,968 円	1,160 kg	4,640 円
	合計	7,278 kg	4,410 円	13,680 kg	11,940 円
(有)飯島 倉庫	新聞	16,250 kg	0 円	34,980 kg	0 円
	雑誌・ざつがみ	11,850 kg	11,850 円	23,500 kg	34,690 円
	段ボール	5,810 kg	0 円	11,710 kg	5,690 円
	飲料用紙パック	340 kg	680 円	840 kg	2,040 円
	布・衣類	3,170 kg	12,680 円	6,910 kg	27,640 円
	合計	37,420 kg	25,210 円	77,940 kg	70,060 円
株式会社 幸もつか イトラスト 営業所	新聞	780 kg	0 円	1,440 kg	0 円
	雑誌・ざつがみ	1,210 kg	1,210 円	3,040 kg	4,440 円
	段ボール	460 kg	0 円	1,610 kg	810 円
	飲料用紙パック	0 kg	0 円	0 kg	0 円
	布・衣類	250 kg	1,000 円	1,160 kg	4,640 円
	合計	2,700 kg	2,210 円	7,250 kg	9,890 円
<b>合計</b>		<b>95,778 kg</b>	<b>78,420 円</b>	<b>197,640 kg</b>	<b>225,250 円</b>

7 資源の回収に係る実証実験に関する団体アンケート調査結果（令和2年5月実施）

アンケート回答について

久喜第13区	1 団体
久喜35区自治会	1 団体
上町102区町内会	1 団体
菖蒲第13区	1 団体
伊坂五丁目自治会	1 団体
しづか団地自治会	1 団体
鷺宮ハイツ自治会	1 団体
鷺宮第15区	1 団体
和戸2丁目2区町内会	1 団体
合計	9 団体

問1 どのような理由で参加を決めましたか？（複数回答可）

ア	報償金による団体の収入増が見込めるため	8 団体
イ	団体の労力が少なそうだから	3 団体
ウ	地域住民の相互の親睦(コミュニティ)深めるため	5 団体
エ	その他	0 団体

問2 実証実験に参加した効果について伺います。どのような効果がありましたか？（複数回答可）

ア	地域住民のリサイクルに対する意識が高まった	6 団体
イ	衛生組合から支払われる報償金を有効に利用できた	7 団体
ウ	地域住民の相互の親睦(コミュニティ)深まった	5 団体
エ	特にない	1 団体
オ	その他	0 団体

問3 参加してよくなかった点はどれですか？（複数回答可）

ア	衛生組合から報償金が少なかった	2 団体
イ	回収業者との調整が大変だった	0 団体
ウ	住民への周知が大変だった	2 団体
エ	その他	2 団体
	その他の記載内容 ・早期の終了はそもそも本活動の展開に無理があったのではないか。 ・新聞の回収量が少ない。	

問4 資源物の「回収量」について伺います。実証実験の開始前の見込量と比べて実際の回収量はいかがでしたか？

ア	見込よりは量は多い	1 団体
イ	見込どおり	6 団体
ウ	見込より量は少ない	2 団体

問5 今回の実証実験は、市況単価の下落により回収業者の事業継続が困難なため終了することになりましたが、回収業者に問題がなければ、衛生組合全域(久喜市、宮代町)で導入できると思いますか？

ア	導入できると思う	8 団体
イ	導入できないと思う	0 団体
ウ	どちらとも言えない	1 団体

問6 問5でイまたはウと回答した団体にお伺いします。その理由は次のうちどれですか？  
(複数回答可)

ア	役員等の高齢化により資源回収が継続できるか不安がある	1 団体
イ	行政区(自治会)の未加入世帯の増加により資源回収が継続できるか不安がある	0 団体
ウ	資源物の回収場所(アパートなど)や回収日に不安がある	0 団体
エ	住民への周知に不安がある	1 団体
オ	その他	0 団体

問7 今回、資源物の回収に係る実証実験に実際に参加していかがでしたか？

ア	参加してよかった	8 団体
イ	参加しないようがよかった	1 団体
ウ	その他	0 団体

問8 その他、今回の実証実験に関してご意見、ご感想をご自由にご記入ください。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回収方法も従来同様であり、地域住民への新たな負担もなかった。本格的に導入する場合も十分考慮願います。</li> <li>・報償金を自治会活動に役立てた。(新たなスポーツイベントとしてボーリング大会を実施。防犯パトロール隊の活動報告会及び慰労会の実施)</li> <li>・従来の集積所の拠点回収方式は団体の労力がほとんどなく、効果的で感謝致しております。</li> <li>・市況単価の直接影響の受け難い個人商店の存続が可能であれば、導入の可能性はあると思います。</li> <li>・今回の実証実験は市況単価の下落によるものでしたが、1年の実証実験では納得できません。市況のデータ等を公表し検討していただきたい。少なくとも2年は実証実験してみたらどうですか。データをできれば報告願いたい。</li> <li>・入居者全員が資源物に対する見方が変わったところでした。資源の少ない日本です。今後も続けることを希望します。</li> <li>・実証実験の対象団体として住民の意識はいいです。早く終わって残念です。</li> <li>・ごみに対する意識が変わって資源に出すようになりました。実証実験を行って大変良かったです。このことで今回も資源集団回収に参加しています。大変ありがとうございました。</li> </ul>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 8 資源の回収に係る実証実験に関する回収業者アンケート調査結果（令和2年5月実施）

### アンケート回答について

	(株)ウイズウェイストジャパン	1社
	(株)ブシュー	1社
	タイガー紙材	1社
	(有)飯島倉庫	1社
	(株)もっかいトラス手幸手営業所	1社
	合計	5社

### 問1 実証実験に実際に参加して、いかがでしたか？

ア	参加してよかった(問2に続く)	2社
イ	参加しないほうがよかった(問3に続く)	2社
ウ	その他	1社
	その他の記載内容 ・協力が前提なのでどちらでもない	

### 問2 問1でアと回答した貴社に伺います。どのような点が参加してよかったですか？（複数回答可）

ア	回収量(収益)が増加したから	2社
イ	申請事務や手続きが簡単だったから	0社
ウ	業者補助金で一定額補填されたから	0社
エ	その他	0社

### 問3 問1でイと回答した貴社に伺います。どのような点が参加しないほうがよかったですか？（複数回答可）

ア	回収量(収益)が見込みより少なかったから	2社
イ	申請事務や手続きが増えたから	1社
ウ	人員や車両の手配が大変だったから	0社
エ	その他	1社
	その他の記載内容 ・結果は分かっていたのと実験は行政が調査したいから協力するのに委託料が減らされたからそのままよかったのでは。委託の地区を集団で収集するのは困難だったから。	

### 問4 回収作業について伺います。回収作業員の確保はいかがでしたか？

ア	作業員の確保は大変だった	0社
イ	作業員の確保は大変ではなかった	4社
ウ	どちらともいえない	1社

### 問5 回収作業について伺います。回収車両の確保はいかがでしたか？

ア	車両の配車は大変だった	1社
イ	車両の確保は大変ではなかった	4社
ウ	どちらともいえない	0社

問6 収益について伺います。今回の実証実験の利益は出ていましたか？

ア	利益はあった(問7に続く)	0社
イ	損益(赤字)が発生していた(問8に続く)	2社
ウ	費用は賄えたが、利益は発生していない	3社

問7 問6でアと回答した貴社に伺います。実証実験期間の利益はどのくらいですか？

	金額	0社
--	----	----

問8 問6でイと回答した貴社に伺います。実証実験期間の損益(赤字)の合計はどのくらいですか？

	1社	1,815,000円
	1社	不明

問9 問6でイと回答した貴社に伺います。衛生組合で補助金単価の見直しがあれば、続けることはできましたか？

ア	続けることができた	0社
イ	続けることはできなかった	2社
ウ	どちらともいえない	0社

イと回答した場合は、続けるための補助単価を記入してください

	1社	22円
--	----	-----

問10 古紙の市況価格の下落は実証実験の継続に影響がありましたか？

ア	影響はあった(問11に続く)	4社
イ	影響はなかった	1社
ウ	その他	0社

問11 問10でアと回答した貴社に伺います。古紙の市況価格の下落による収益の減少がなければ、実証実験は続けることはできましたか？

ア	続けることができた	2社
イ	続けることはできなかった	2社

問12 問10でイと回答した貴社に伺います。古紙の市況価格の下落による収益の減少以外で実証実験を続けることができない理由は次のうちどれですか？(複数回答可)

ア	資源回収量の減少	2社
イ	人員、車両の確保が困難	1社
ウ	団体との調整が煩雑	0社
エ	衛生組合の手続きが煩雑	0社
オ	その他	2社
	その他の記載内容 ・抜本的な利益構造の問題 ・赤字で利益がないのに団体に代金を支払わなければならない補助は本当に足しにもならない感じでした。	

問13 その他、今回の実証実験に関してご意見、ご感想をご自由にご記入ください。

- ・廃棄物減量等推進審議会において、集団回収統一に向けた実証実験実施の答申がなされた点について疑問である。審議時点でも事業性(利益構造)の問題は予測可能であったと思われ、損益(赤字)の補填まで考慮(整備)した後に実施すべきであったと考える。
- ・コロナウイルスにより古紙だけでなく古布も多大な影響を受けているが資源価格の回復の時間はまだまだ掛かると思います。全体的には参加して良かったと思いますが、補助金の値上げをもう少し前打診でやればよかったのではと思う。人手不足にて最後までできなかったのは残念です。
- ・@7円/kg→@10円/kg補助単価に。
- ・何かご協力することがあるなら、何でもご協力したいと思っています。その際は、わざわざ委託料を減らしたりすることなく、あくまでも実験なのだからそのままプラス利益になるような方向でお願いしたいと思います。
- ・古紙価格の下落により単体の事業として赤字でしたが、ルート回収(積み合せ)により維持できておりました。安定的に回収を継続するためには補助金の見直しが必要と思われます。

(目的)

第 1 条 この要綱は、住民が自主的に回収を行っている資源のうち、紙類及び布・衣類について、行政による回収(以下「行政回収」という。)を停止し、区・自治会が、それぞれ活動する地域内に出された紙類及び布・衣類を、責任をもって回収する活動(以下「資源集団回収」という。)により全量を回収する事業の、管内全域化の可否及び事業の継続性を判断することを目的としたモデル地区形式の実証実験(以下「実証実験」という。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(団体の要件)

第 2 条 実証実験に参加する団体は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 区若しくは自治会組織であること。

(2) 紙類(新聞、雑誌・ざつがみ、段ボール、飲料用紙パックに限る。)及び布・衣類の資源集団回収を、団体が活動する地域内で月 2 回以上実施すること。

(3) 資源集団回収で、区・自治会として定められた団体の地域(以下「回収地域」という。)で住民から排出される紙類及び布・衣類を全て回収すること。

(4) 資源集団回収で回収業者を利用する場合、衛生組合に登録された実証実験に協力する回収業者(以下「実証実験登録業者」という。)と契約を締結し、資源を確実に実証実験登録業者に引き渡すことができること。

(団体の登録)

第 3 条 実証実験に参加しようとする団体は、あらかじめ資源集団回収実証実験協力団体登録申請書(様式第 1 号)を管理者に提出し、登録を受けなくてはならない。

2 管理者は、前項の規定による申請があった場合において適当であると認めたときは、団体として登録する。(以下「登録団体」という。)

(登録団体の変更)

第 4 条 登録団体は、登録事項に変更が生じたときは、資源集団回収実証実験協力団体登録変更届(様式第 2 号)を速やかに管理者に提出するものとする。

(登録団体の廃止)

第 5 条 登録団体は、実証実験への参加を取りやめることとなったときは、資源集団回収実証実験協力団体登録廃止届(様式第 3 号)を、実証実験への参加終了を希望する年度の 9 月末日までに管理者に届出しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、登録団体は、前項の届出をした年度の 3 月末日まで、実証実験への参加を継続するものとする。ただし、やむを得ない事情があると管理者が認めたときは、この限りでない。

(実証実験登録業者の要件)

第 6 条 実証実験登録業者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 住所を有する市町村において市町村税の滞納がないこと。

(2) 第 11 条第 2 項各号に定められた回収対象品目の全品目を回収し、資源物のリサイクルに関する業を行う者(以下「再生問屋等」という。)に引き渡すことができること。

(3) 第 16 条第 1 項各号に定められた回収方法を遵守すること。

(4) 登録団体から回収経費及び資源物が逆有償になった場合の引取代金を徴しないこと。

(5) この要綱に定められた事務を適正に処理することができること。

(実証実験に協力する回収業者の登録)

第 7 条 実証実験に協力しようとする回収業者は、あらかじめ資源集団回収実証実験業者登録申請書(様式第 4 号)を管理者に提出し、登録を受けなくてはならない。

2 管理者は、前項の規定による申請があった場合において適当であると認めたときは、申請業者を実証実験登録業者として登録する。

3 第1項の登録申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、久喜宮代衛生組合資源集団回収事業報償金要綱(平成23年衛生組合告示第11号)第6号に規定する資源集団回収業者の登録申請において既に提出済みの場合は省略することができる。

- (1) 申請者の市町村税に未納がないことを証する書類
- (2) 申請者が法人の場合にあっては、定款の写し
- (3) 運搬車の自動車検査証及び任意の保険に加入していることを証する書類の写し
- (4) 実証実験の履行を約する誓約書  
(実証実験登録業者の変更及び廃止)

第8条 実証実験登録業者は、登録事項に変更が生じたときは資源集団回収実証実験業者登録変更届(様式第5号)を提出するものとする。

2 実証実験登録業者は、資源集団回収業を廃止するときは資源集団回収実証実験業者登録廃止届(様式第6号)を速やかに管理者に提出するものとする。

3 第2項の規定に関わらず、実証実験登録業者は、前項の届出をした年度の3月末日まで、実証実験への協力を継続するものとする。ただし、やむを得ない事情があると管理者が認めたときは、この限りでない。

(実証実験登録業者の登録抹消等)

第9条 管理者は、実証実験登録業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、登録を抹消する。

- (1) 第6条第1項各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正行為を行ったとき。
- (3) その他実証実験登録業者としてふさわしくない行為があったとき。

2 管理者は、前項の規定により登録を抹消するものとして決定した場合には、資源集団回収実証実験業者登録抹消通知書(様式第7号)により通知するものとする。

3 前条の規定により資源集団回収業を廃止したもの及び第1項の規定により登録を抹消されたものは、再度実証実験登録業者の登録を申請することができない。

(実証実験により回収を行う期間)

第10条 実証実験により資源物の回収を行う期間は、平成30年10月1日から平成34年3月31日までとする。

2 前項の規定に関わらず、資源市況価格の大幅な下落等、登録団体又は実証実験登録業者で実証実験の継続が困難と判断されるときは、管理者は、実証実験の期間を短縮することができる。

3 管理者は、前項に規定する実証実験の継続を判断するため、必要に応じ、登録団体又は実証実験登録業者から意見の聴取及び実証実験にかかる収支報告の提出を求めることができる。

(回収対象品目及び報償金の単価)

第11条 管理者は、資源集団回収の活動を支援するため、登録団体に対し、資源物として回収の対象とする品目(以下「回収対象品目」という。)の回収量に応じ、報償金を交付する。

2 回収対象品目及び報償金の単価は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 新聞 1キログラムにつき 7円
- (2) 雑誌・ざつがみ 1キログラムにつき 7円
- (3) 段ボール 1キログラムにつき 7円
- (4) 飲料用紙パック 1キログラムにつき 7円
- (5) 布・衣類 1キログラムにつき 7円

3 前項の回収対象品目は、回収地域の一般家庭から排出されたものに限る。

(登録団体の責務)

第12条 登録団体は、資源物の回収の都度回収量等を把握し、管理者から要求があった場合はその旨を報告しなければならない。

2 登録団体は、活動地域内で登録団体に属さない住民が排出する集積所であっても、回収場所として、排出された回収対象品目を回収若しくは契約した実証実験登録業者に回収を指示しなければならない。

3 登録団体は、回収対象品目以外の物が回収場所に排出されたときは、自らの責任においてこれを処分しなければ

ならない。ただし、登録団体に属さない住民が排出する回収場所についてはその限りでない。

4 登録団体は、資源集団回収に係る事項で住民に周知する必要があるときは、活動地域内の住民に対し、周知を行わなければならない。

(回収方式)

第13条 登録団体は、次の各号に定める方式により、回収地域において資源集団回収を実施するものとする。

(1) 拠点回収方式 次のアからウを要件として、登録団体が指定した回収場所に、回収地域の住民が資源物を持ち込み、登録団体又は登録団体と委託契約を締結した実証実験登録業者が、その資源物を回収対象品目ごとに整理し、回収を行い、再生問屋等に引き渡す方法

ア 回収を月2回以上実施すること。

イ 回収場所は原則1箇所あたり20世帯以上で使用する。ただし、やむを得ない事情があると管理者が認めたときは、この限りでない。

ウ 行政回収の集積所を回収場所とするときは、回収対象品目を行政で回収していた日を除き行政回収の回収日に回収を行わないこと。

(2) ステーション回収方式 次のア及びイを要件として、行政回収で使用する集積所に回収地域の住民が排出した資源物を、登録団体又は登録団体と委託契約を締結した実証実験登録業者が、回収対象品目ごとに整理し、回収を行い、再生問屋等に引き渡す方法

ア 回収日及び回収品目は、回収対象品目を行政で回収していた日及び回収品目に準ずること。

イ 回収場所は、原則回収対象品目を行政で回収していた集積所とすること。ただし、実証実験開始後の行政集積所の新設、移転及び廃止に伴う回収場所の追加及び変更等やむを得ない事情があると管理者が認めたときは、この限りでない。

2 前項各号において、登録団体は、回収実施日に回収場所で立会を行うものとする。ただし、登録団体が委託した実証実験登録業者が回収を行う場合は、立会を省略することができる。

(標識旗の貸与)

第14条 管理者は、実証実験を支援するため、希望する登録団体に対し、回収場所の標識旗を貸与する。

2 貸与を希望する実施団体は、標識旗貸与申請書(様式第8号)により管理者に申請するものとする。

3 標識旗の貸与を受けた団体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 用具を適切に保管すること。

(2) 破損・盗難等の事故があったときは、速やかに管理者に届出すること。

(3) 実証実験の終了又は登録団体を廃止した場合は、速やかに用具を返還すること。

(資源回収ボックスの設置)

第15条 管理者は、登録団体の資源集団回収に協力する意思のない回収地域の住民のために、回収地域周辺の市町の公共施設に資源回収ボックスを設置することができる。

2 資源回収ボックスに排出された資源は、久喜宮代衛生組合が回収し、資源集団回収の回収量には含めない。

(実証実験登録業者の回収方法)

第16条 実証実験登録業者は、回収方法として、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 回収は、8時30分から16時の間に実施すること。

(2) 前号の規定に関わらず、瑕疵による回収対象品目の取残しに対する対応は、16時以降であっても対応すること。

(3) 回収時には、登録団体による資源集団回収である旨の表示を回収車両に表示すること。

(4) 回収場所に出された回収不適物には、シール等で回収できない理由を表示すること。

(5) 回収した資源を再生問屋等に引き渡すときは、品目ごとに計量し、再生問屋等の発行する計量証明書等回収量を把握できる書類(以下「計量書等」という。)を受け取ること。

(6) 計量書等は、写しを実証実験登録業者で保管し、原本は登録団体に提出すること。

(7) 作業中に事故が発生したときは、速やかに事故報告書(様式第9号)を管理者に提出すること。

(8) 複数地区の回収対象品目や他の荷物と混載するときは、地区ごとの回収物の区別がつくよう積載し、再生問屋等に引き渡すときは、地区別に回収量を計量し、計量票等も地区別に受け取ること。

(9) 回収場所に出された回収対象品目は、雨に濡れた物等も回収すること。

(再生問屋等に引き取りを拒まれた回収対象品目の取り扱い)

第 17 条 登録団体又は実証実験登録業者は、回収した回収対象品目のうち、異物混入以外の理由で再生不能品として再生問屋等に引き取りを拒まれた回収物(以下「再生不能回収物」という。)について、衛生組合に久喜宮代衛生組合廃棄物の処理及び再利用に関する条例(平成 9 年衛生組合条例第 1 号)別表第 1 に規定する手数料を免除のうえ引き取りを希望するときは、久喜宮代衛生組合廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則(平成 9 年衛生組合規則第 6 号。以下「規則」という。)第 13 条第 1 項に規定する手数料減免申請書に、再生不能回収物引取依頼書(様式第 10 号)を添付して管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定により提出された書類を審査し、再生問屋等に確認のうえ、適正と認められるときは、規則第 13 条第 2 項に規定する手数料減免決定書を交付し、再生不能回収物の引き取りを行う。

(報償金の交付対象外)

第 18 条 管理者は、次の各号に該当する場合は、当該申請に係る報償金を交付しないものとする。

(1) 回収地域外から排出された資源物を回収した場合

(2) 事業所から排出された資源物を回収した場合

2 前項の規定にかかわらず、前項各号に該当しない回収量が明らかである場合は、その分についての報償金を交付することができる。

(報償金の交付申請等)

第 19 条 報償金の交付を受けようとする登録団体は、資源集団回収実証実験報償金交付申請書(様式第 11 号)に計量書等の原本を添えて、次の期間に管理者に提出するものとする。

第 1 期 7 月 1 日から同月 20 日まで

第 2 期 10 月 1 日から同月 20 日まで

第 3 期 翌年 1 月 4 日から同月 20 日まで

第 4 期 4 月 1 日から同月 20 日まで

(報償金の交付決定)

第 20 条 管理者は、前条に規定する申請書を受理したときは、報償金の交付の可否及びその額を決定し、速やかに資源集団回収実証実験報償金交付決定通知書(様式第 12 号)又は資源集団回収実証実験報償金不交付決定通知書(様式第 13 号)により、申請者に通知するものとする。

(報償金の交付)

第 21 条 報償金は、第 19 条に規定する第 1 期の実績分を 8 月末日までに、第 2 期の実績分を 11 月末日までに、第 3 期の実績分を 2 月末日までに、第 4 期の実績分を 5 月末日までに交付する。

(報償金の取消し等)

第 22 条 管理者は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、報償金の交付決定を取り消し、又は既に交付した報償金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けようとし、又は受けたとき。

2 管理者は、回収量の虚偽申告等、不正行為を行った登録団体があったときは、登録を抹消するものとする。

3 管理者は、登録を抹消するものとして決定した場合には、資源集団回収実証実験協力団体登録抹消通知書(様式第 14 号)により通知するものとする。

4 登録を抹消されたものは、再度団体の登録を申請することができない。

(実証実験登録業者に対する補助金)

第 23 条 管理者は、実証実験の継続性と安定性を図るため、実証実験登録業者に対し、補助金を交付する。

(補助金額)

第 24 条 補助金の額は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 新聞、雑誌・ごつがみ、段ボール、飲料用紙パックについては、別表に掲げる古紙市況価格に応じ、それぞれの回収量に対し、同表に掲げる単価を乗じて得た額の合計額

(2) 布・衣類については、それぞれの回収量に対し、1キログラムにつき4円を乗じて得た額の合計額  
(補助金の交付対象外)

第25条 管理者は、次の各号に該当する場合は、当該申請に係る補助金を交付しないものとする。

(1) 登録団体と契約した地域外から排出された資源物を申請に計上した場合

(2) 事業所から排出された資源物を申請に計上した場合

2 前項の規定にかかわらず、前項各号に該当しない回収量が明らかである場合は、その分についての補助金を交付することができる。

(補助金の交付申請等)

第26条 補助金の交付を受けようとする実証実験登録業者は、資源集団回収実証実験登録業者補助金交付申請書(様式第15号)に登録団体に提出した計量書等の写しを添えて、次の期間に管理者に提出するものとする。

第1期 7月1日から同月20日まで

第2期 10月1日から同月20日まで

第3期 翌年1月4日から同月20日まで

第4期 4月1日から同月20日まで

(補助金の交付決定)

第27条 管理者は、前条に規定する申請書を受理したときは、補助金の交付の可否及びその額を決定し、速やかに資源集団回収実証実験登録業者補助金交付決定通知書(様式第16号)又は資源集団回収実証実験登録業者補助金不交付決定通知書(様式第17号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第28条 補助金は、第26条に規定する第1期の実績分を8月末日までに、第2期の実績分を11月末日までに、第3期の実績分を2月末日までに、第4期の実績分を5月末日までに交付する。

(補助金の取消し等)

第29条 管理者は、実証実験登録業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けようとし、又は受けたとき。

2 管理者は、回収量の虚偽申告等、不正行為を行った実証実験登録業者があったときは、第9条の規定により登録を抹消するものとする。

(現況調査・指導)

第30条 管理者は、必要があると認めるときは、職員に資源集団回収実施場所や回収作業の現地確認などの方法により、現況調査、計量及び指導をさせることができる。

(委任)

第31条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、第10条に規定する期間の末日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき同日までに回収された回収対象品目にかかる報償金及び補助金の申請、決定及び交付については、同日後もなおその効力を有する。

附 則(平成31年2月26日告示第8号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表(第24条関係)

古紙市況価格	補助金の単価
1円未満	4円

1円以上3円未満	3円
3円以上5円未満	2円
5円以上7円未満	1円